

回 答 書

【業務名】 京都府高等学校等修学資金貸付償還システム移行業務

項 目	質 問 事 項	回 答
「第1 一般事項」 「6 その他」	移行対応期間中において、制度改正等が発生する可能性はありますでしょうか。 契約期間中に制度改正等により新たな要件が発生した場合、その対応に係るシステム改修・追加作業は別途協議または別契約となるものと認識しておりますが、相違ないでしょうか。	・本システムは、国及び京都府における複数の貸付等制度を担うためのものであり、契約期間に制度改正等が行われることも考えられる。 その改正等内容は、時期等も含め不明であるが、内容等によってはシステム改修も必要と考える。 その場合における改修作業をどの様に実施するかは、本契約における作業状況等を踏まえ受託業者と協議することにした。 なお、同時に複数業者が作業することのシステムへの影響を鑑み、受託業者が改修作業を行うことを想定されたい。
「第2 システム移行仕様」 「3 システム移行対象業務～ 5 データ移行要件」	システム移行作業にあたり、現行システムサポート企業より情報提供をいただけると考えてよろしいでしょうか。	・受託業者において、仕様書に記載されていない情報が必要と判断した場合は、協議の上必要な情報提供を行うものとする。
「第2 システム移行仕様」 「8 プロジェクト管理 (1)」	本稼働予定は「令和9年4月1日から」とのことですが、本稼働後の保守があることを前提とした移行作業と考えてよろしいでしょうか。	・運用保守業務は別途調達を想定しており、本件受託業者は「第1 一般事項」「5 納入成果物」において運用保守を実施する上で必要な資料を提出するものとする。 なお、提出資料が十分でないことにより、運用保守業務に支障をきたした場合、委託契約書第12条に基づく損害賠償の対象となることも想定されたい。